附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の次に一条を加える改正規定、第五十条の四を第五十条の五とし、同条の次に十条を加える改正規定（第五十条の四を第五十条の五とする部分を除く。）並びに第五十六条の二の二、第五十六条の二の三第一項及び第二項第三号並びに第五十六条の二の二十第一項の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第五十六条の二の二十の次に二条を加える改正規定、第五十六条の五の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）並びに第五十九条第二項及び第六十一条第八項第五号の改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十七号の二中「第五十六条の二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十二号

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）の賠償に関する紛争をいう。）について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介（次条において単に「和解の仲介」という。）の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めるものとする。

（時効の中断）

第二条　原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第四項、第二十条第一項並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一の（五）のわしたか科の項中「ブテオ・ブテオ・オスィロイ（ダイトウノスリ）」を削る。

別表第二の表二の第一の一中「哺（ほ）乳綱」を「哺乳綱」に改め、同表の第一の一の（一）のうし科の項中「ルピカプラ・ピュレナイカ・オルナタ（イタリアシャモ）」を「ルピカプラ・ピュレナイカ・オルナタ（イタリアシャモ）　昭和五五年一一月四日　」を削り、同表の第一の一の（二）のいぬ科の項中「オオカミ」の下に「のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・ファミリアリス（イヌ）以外のもの」を加え、同表の第一の一の（六）のふくろおおかみ科の項を削り、同表の第一の一の（七）のカンガルー科の項中「オニュコガレア・ルナタ（ミカヅキツメオワラビー）　昭和五五年一一月四日　」を削り、同表の第一の一の（七）のねずみカンガルー科の項中「カロプリュンヌス・カンペストリス（サバクネズミカンガルー）　昭和五五年一一月四日　」を削り、同表の第一の一の（九）のカエロポディダエ科の項を削り、同表の第一の一の（九）のミミナガバンディクート科の項中「マクロティス・レウクラ（チビミミナガバンディクート）　昭和五五年一一月四日　」を削り、同表の第一の一の（一二）のぞう科の項中